



愛南町国土強靱化地域計画

第1章 計画の概要

第2章 本計画の基本的考え方

第3章 脆弱性評価と推進方針

第4章 計画の推進及び進捗管理

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。また、平成26（2014）年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、また、愛媛県においては、平成28（2016）年3月に国基本計画との調和を図りながら「愛媛県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

このような中、本町においては、平成30（2018）年7月豪雨により大きな被害が発生するなど、災害時において住民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「愛南町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

■地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、愛南町地域防災計画では「地震災害対策編」「津波災害対策編」「風水害等対策編」のリスクごとに計画が立てられています。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたらさないリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

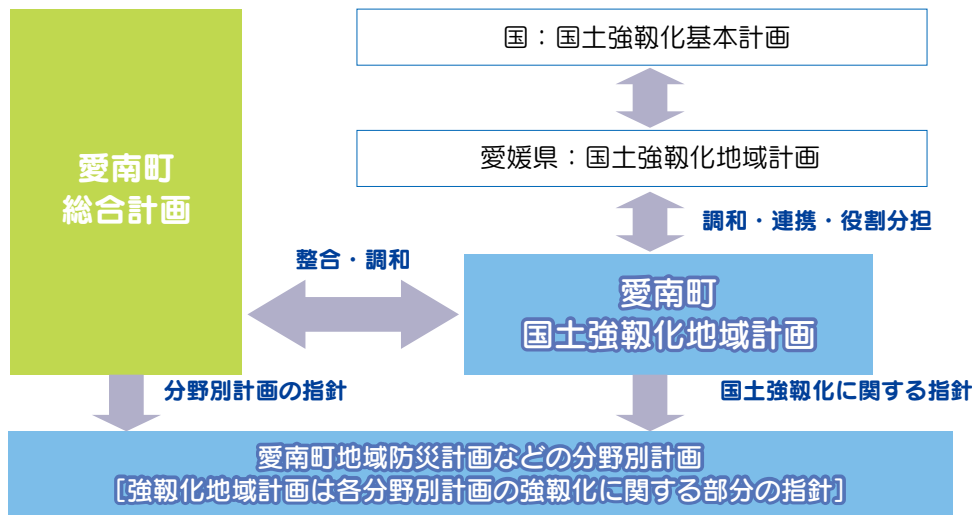
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—

1-2 計画の位置づけ

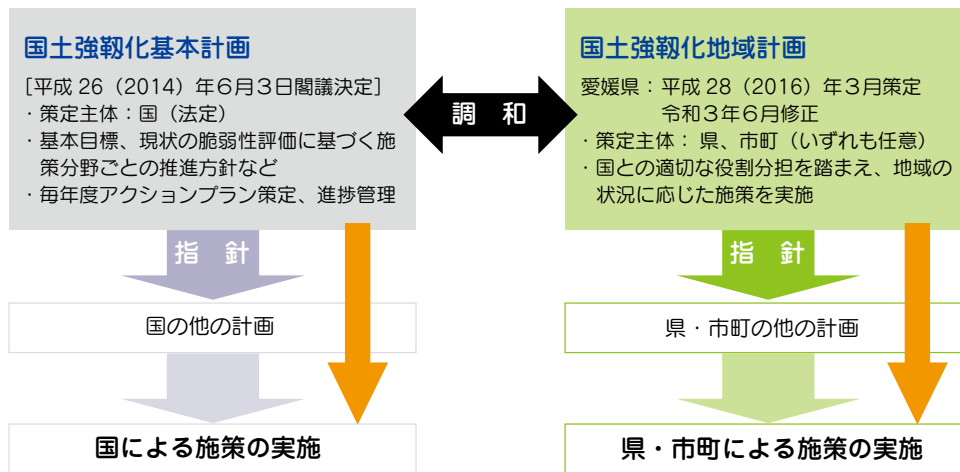
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、町政の基本方針である「愛南町総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「愛南町地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。

国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

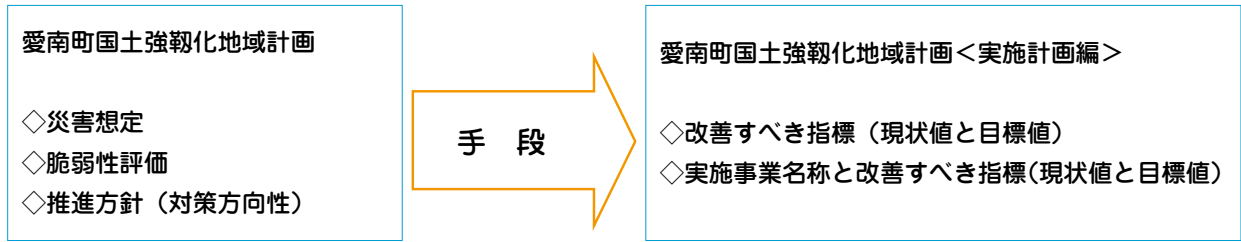
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画の構成

国土強靱化地域計画では、本町の災害想定や脆弱性評価と推進方針を示します。脆弱性評価低減のために取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の国土強靱化地域計画<実施計画編>に記載します。なお、国土強靱化地域計画<実施計画編>は、必要に応じて、年次更新を行います。



1-4 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とした計画とします。

また、国土強靱化地域計画は、愛南町総合計画との整合・連携の観点から、総合計画の計画期間と連動させて策定することを基本とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や災害発生状況、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、《改訂版》を策定します。

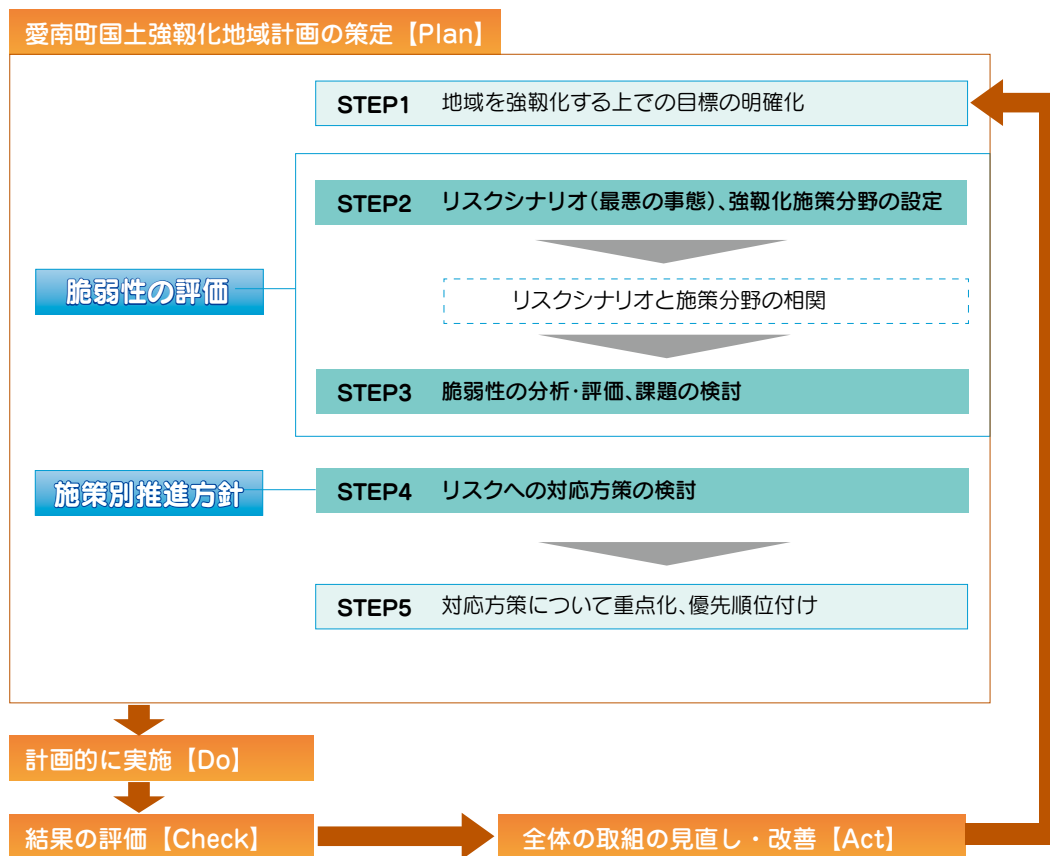
	R 2～R 3年度	R 4～R 7年度 (4年間)	R 8～R11年度 (4年間)
総合計画	第2次総合計画 (後期基本計画)	第3次総合計画 (前期基本計画)	第3次総合計画 (後期基本計画)
愛南町 国土強靱化地域計画	第1期	第2期 (必要に応じて見直し)	
愛南町 国土強靱化地域計画 <実施計画編>	必要に応じて、毎年見直し (事業の追加等)		

1-5 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下のSTEP1～STEP5のプロセスを経て行います。

◆ 計画策定の手順

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定、強靱化施策分野の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP4 リスクへの対応方策の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け



第2章 本計画の基本的考え方

国の国土強靱化基本計画及び県の国土強靱化地域計画との整合・調和を図り、国が掲げる4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

2-1 基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV. 迅速な復旧・復興を可能にすること

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>

2-2 事前に備えるべき目標

- i. 直接死を最大限防ぐ
- ii. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii. 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v. 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>

2-3 想定する自然災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本町における過去の災害被害及び国の基本計画や、県の地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

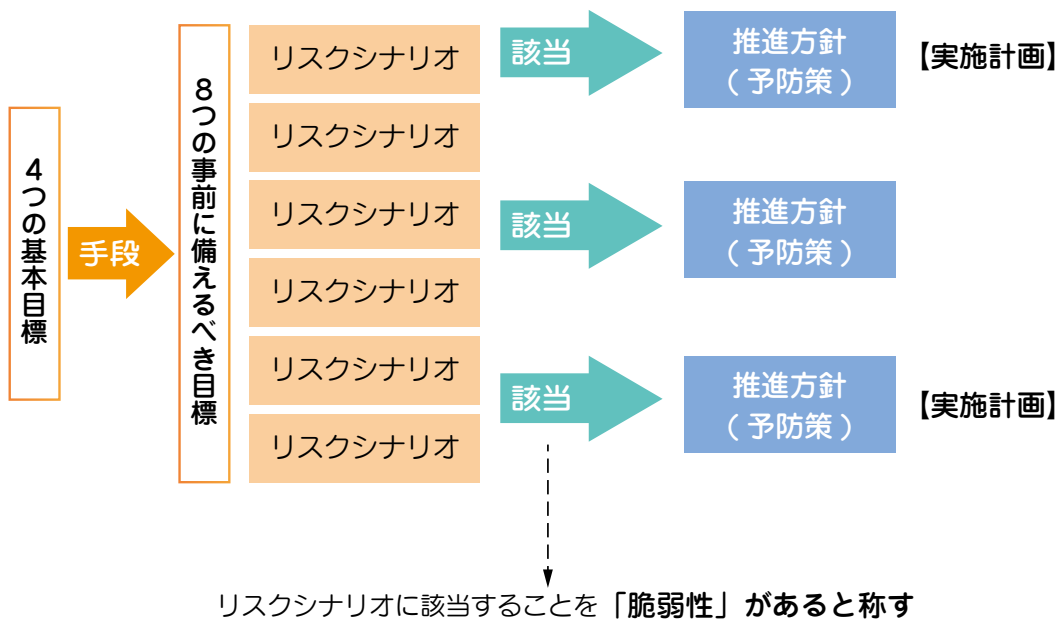
- ◇地震
- ◇津波
- ◇風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ）

2-4 リスクマネジメントによるアプローチ

8つの事前に備える目標達成に向けて、起きてはならない事態をリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）として設定します。そのリスクシナリオについて、本町が「該当するか」を明らかにして、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討するリスクマネジメントのアプローチで計画を策定します。国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」では、「脆弱性評価と分析」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目、つまり脆弱性があるリスクシナリオについて、リスクシナリオで示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針や予防策を整理します。

ただし、推進方針を定めても、地域との調整、財源の確保、県との調整等により、すべての予防策をただちに実施することは不可能です。そのため、実現可能性と影響度を踏まえた実施計画(別冊)を別途設定して取り組みます。また、実施計画は、災害状況や財源状況を踏まえ適宜見直しを行います。



※本計画は、県が設定した33のリスクシナリオを基本として策定します（国は45のリスクシナリオを設定）。本町独自のリスクが想定された場合には、独自にリスクシナリオを追加します。

2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法

本町は、総合計画を基軸とした行政経営に取り組んでいます。そのため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への推進方針（予防策）が、総合計画の施策体系のどこに該当するかを明確にしたかたちで計画を記載します。

		総合計画での該当分野			
		政策No.	施策No.	基本事業NO.	基本事業名称
直接死を最大限防ぐ	リスクシナリオ1	01	01	02	◎◎の充実
		04	02	01	◎◎の推進
	リスクシナリオ2				
	リスクシナリオ3				

リスクシナリオ1への対応を総合計画のどの施策・基本事業で対応するかを明確にする

第3章 脆弱性評価と推進方針

3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

国が設定した45のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、県は33のリスクシナリオを設定しています。本計画では、県の33のリスクシナリオに該当するかの脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しました。

検討過程で、県のリスクシナリオに設定されていないが、本町として重要と思われるリスクシナリオを追加で設定しています。

県が設定したリスクシナリオは、県全域を想定しています。そのため基礎自治体である本町に該当しない、権限がないと思われるリスクシナリオについては、脆弱性評価項目に該当しないと判断し、本計画に記載していません。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオごとに該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

- ①本町の総合計画の施策体系のどこに該当しているか
- ②耐震化等の予防策の実践状況や計画を把握
※事務事業として推進、計画している場合は、該当事業名称と内容を確認
- ③リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）回避への対応力についての脆弱性を評価

2. 推進方針（予防策、対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）単位で、取り組むべき推進方針（予防策、対策の方向性）を設定

※総合計画の施策体系単位で推進方針を記載

別冊として整理

3. 実施計画（具体的な目標、事業計画）

推進方針（予防策、対策）の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、目指すべき努力目標である KPI（重要業績指標）を設定

- ※KPI の設定……①総合計画の成果指標
②事務事業の活動指標又は成果指標

3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧

カテゴリ		リスクシナリオ		短縮表記
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	倒壊、火災による死傷者発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波による死傷者発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生	浸水や土砂災害での死傷者発生
		1-a	住民の避難行動が迅速に行われず、多数の死傷者の発生	避難行動の遅れによる死傷者発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	被災地への食料、物資の供給停止
		2-2	山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたる孤立地域等が発生	孤立地域の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺	医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災者の避難所での健康状態悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	警察機能の大幅な低下
		3-2	町職員の不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	町の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能	テレビ・ラジオ放送の中断等
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害情報の収集・伝達の機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下	サプライチェーンの寸断
		5-2	金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引への甚大な影響	金融サービス等の機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	食料安定供給、物流機能の停滞
		5-4	重要な農業漁業施設・設備などの損壊、火災等	農業漁業施設・設備の損壊
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止	ライフラインの長期間機能停止
		6-2	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止	地域交通の長期間機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全	防災インフラの長期間機能不全
		6-a	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	汚水処理施設の長期間機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生	大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	ため池、防災施設の損壊・機能不全
		7-3	有害物質の拡散・流出	有害物質の拡散・流出
		7-4	農地・森林等の被害	農地・森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	災害廃棄物の処理の停滞
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態	復興への人材不足
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失	有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ	各種整備遅延による復旧・復興への障害
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	風評被害、生産力の回復遅れ

※1 -aは、県のリスクシナリオにない独自のリスクシナリオ

※2 網掛け部分は、本町での脆弱性評価に該当しない項目

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化

資料編

3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図

8つの事前に備えるべき目標と リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		第3次総合計画 前期基本計画との関連性			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
1-1	倒壊、火災による死傷者発生	01	01	02	保育サービス等の充実
		01	02	02	介護予防・健康づくり・生きがいつくりの推進
		01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
		01	04	99	施策の総合推進（健康・医療体制の充実）
		01	05	99	施策の総合推進（地域福祉の推進）
		04	01	01	地域コミュニティ活動の支援
		04	02	01	家庭の防災力の向上
		04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
		04	03	01	消防力の強化
		04	05	05	公共施設マネジメントの推進
1-2	津波による死傷者発生	01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
		03	01	01	水産基盤の整備
		03	04	03	観光資源の充実
		04	02	02	地域の防災力の強化
		04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
1-3	浸水や土砂災害での死傷者発生	01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
		04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
		04	03	01	消防力の強化
		05	02	03	生涯学習施設の適正管理
1-a	避難行動の遅れによる死傷者発生	04	02	02	地域の防災力の強化
		04	02	04	災害対応力の強化
		04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
2-1	被災地への食料、物資の供給停止	02	02	03	町道等の整備と維持管理
		04	02	01	家庭の防災力の向上
		04	02	04	災害対応力の強化
2-2	孤立地域の発生	02	02	03	町道等の整備と維持管理
2-3	救助・救急活動の絶対的不足	04	03	01	消防力の強化
		04	03	02	救急救命体制の充実
		04	03	04	消防団の充実強化
2-4	医療・保健・福祉機能の麻痺	01	04	07	安心して医療を受けられる体制の確保
2-5	疫病・感染症等の大規模発生	01	04	04	感染症予防対策の推進
2-6	被災者の避難所での健康状態悪化	04	02	04	災害対応力の強化
		05	01	05	安全安心な教育環境の整備

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生
総合
戦略

地
域
計
画
画
化

資
料
編

8つの事前に備えるべき目標と リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		第3次総合計画 前期基本計画との関連性			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
3-2	町の行政機能の大幅な低下	04	02	04	災害対応力の強化
		04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
		04	05	04	ICTによる情報の適切な管理と利活用
		04	05	05	公共施設マネジメントの推進
4-1	通信インフラの麻痺・機能停止	04	02	04	災害対応力の強化
4-3	災害情報の収集・伝達の機能停止	04	01	03	広報の充実
		04	02	04	災害対応力の強化
		04	03	01	消防力の強化
5-1	サプライチェーンの寸断	03	03	99	施策の総合推進（商工業の振興）
5-2	金融サービス等の機能停止	03	03	99	施策の総合推進（商工業の振興）
5-3	食料安定供給、物流機能の停滞	03	01	01	水産基盤の整備
5-4	農業漁業施設・設備の損壊	03	01	01	水産基盤の整備
		03	02	05	新たな森林管理システムの推進
6-1	ライフラインの長期間機能停止	02	01	02	再生可能エネルギーの推進
		02	04	03	地震・災害に強い水道の整備
6-2	地域交通の長期間機能停止	02	02	01	愛南町への高速道路の早期延伸
6-3	防災インフラの長期間機能不全	04	02	04	災害対応力の強化
6-a	汚水処理施設の長期間機能停止	02	01	03	生活排水の適正処理
		02	01	05	ごみ処理体制の適正化
7-1	大規模な二次災害の発生	04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
7-2	ため池、防災施設の損壊・機能不全	03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
7-3	有害物質の拡散・流出	02	01	01	生活環境の保全
7-4	農地・森林等の被害	03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
8-1	災害廃棄物の処理の停滞	02	01	05	ごみ処理体制の適正化
		02	01	99	施策の総合推進（循環型社会の形成）
8-2	復興への人材不足	01	05	02	地域福祉活動への参画推進
		04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
8-3	有形・無形文化の衰退・損失	05	02	04	文化財の保護・活用
8-4	各種整備遅延による復旧・復興への障害	04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
8-5	風評被害、生産力の回復遅れ	03	03	99	施策の総合推進（商工業の振興）

序
論基本
構
想基本
計
画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5まち
ひこ
しごと
創
生
総
合
戦
略地
域
土
強
靱
画
化資
料
編

3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

01	01	02	保育サービス等の充実
脆弱性評価		保育所の耐震化はほぼ終了していますが、一部耐震化が終了していない施設があります。各保育所では、各種災害に対する訓練を実施しています。	

推進方針		耐震化済みの施設は予防保全に向け各種点検を行い長寿命化を図りつつ、利用者の災害訓練を継続して行います。耐震化の終了していない建物は早急な対策を講じていきます。 津波浸水域の保育所は今後、耐震化を図るか、統廃合の検討を行います。津波浸水域にあるも耐震化の終了している保育所は、避難訓練を継続的に実施していきます	
------	--	---	--

01	02	02	介護予防・健康づくり・生きがいつくりの推進
脆弱性評価		高齢者の交流施設において、一部耐震化が終了していない施設があります。	

推進方針		耐震化が終了している施設は、予防保全としての各種点検、整備更新の着実な推進を図り安全性を維持します。一部耐震化が終了していない施設においては、改修か利用停止の判断を行ったうえで今後の利用継続や他の施設活用による安全性確保を目指します。	
------	--	---	--

01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
脆弱性評価		西海高齢者生活福祉センターは耐震化済みであるものの、修繕すべき箇所を有しています。	

推進方針		施設の耐震化済みの施設は予防保全に向け各種点検を行い長寿命化を図りつつ、利用者の災害訓練は継続して行います。	
------	--	--	--

01	04	99	施策の総合推進
脆弱性評価		福浦診療所は公民館での診療を実施しています。元の診療所の耐震化はされていません。西海保健福祉センターの耐震化は終了していますが、一部経年劣化による修繕が必要です。	

推進方針		福浦診療所は移転をするか、耐震化の検討が必要です。 西海保健福祉センターは、支所の機能が停止した場合の支所機能移転先であるため、施設の長寿命化・維持管理が求められています。	
------	--	---	--

01	05	99	施策の総合推進
脆弱性評価		福祉住宅の設備の修繕を定期的に行っています。	

推進方針		公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、予防的な修繕・改修を実施していきます。	
------	--	---	--

04	01	01	地域コミュニティ活動の支援
脆弱性評価		耐震性が未確認の地区集会所が半数近くあります。	

推進方針		公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、予防保全として建替えや町管理の他施設を併用するなどの方策を進めていきます。	
------	--	---	--

04	02	01	家庭の防災力の向上
脆弱性評価		民間建築物の木造住宅耐震診断及び耐震改修工事等の補助を行っています。また、避難路等に面した危険なブロック塀等の除却・建替えについても補助を行っています。	

推進方針		補助制度を活用した旧耐震基準（昭和56年以前）の民間木造住宅の耐震化や危険なブロック塀等の除却・建替えを促進し、住宅やブロック塀等の安全対策を推進していきます。また、家庭での家具等の転倒防止対策についても推進していきます。	
------	--	---	--

04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
脆弱性評価		老朽危険空家は町内に1,000件余り（平成30年度調査）あり、その対策が必要です。民間建物で、平成26年度に実施した耐震診断により地震の震動及び衝撃において倒壊又は崩壊する危険性が高いと診断された当該建築物は、平成30年度に除去設計を完了しています。	

推進方針		地震発生時に避難路を遮る空家が火災延焼の原因となるので、これらの取壊しや再利用を促していきます。民間建築物については、愛南町が国庫補助金の進達機関であることから、今後も関係機関と情報共有を図っていきます。	
------	--	--	--

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		消防水利の整備・管理を毎年実施していますが、耐震性を有する防火水槽の整備ができていません（指定26件）。	

推進方針		今後、新設、更新する防火水槽は、耐震性を有するものに整備していきます。	
------	--	-------------------------------------	--

04	05	05	公共施設マネジメントの推進
脆弱性評価		町有住宅などは、予防保全の観点から将来見込まれる修繕内容・時期・費用を想定しつつ、日常点検の結果を踏まえて定期的に修繕を行っています。また、一本松支所は耐震強度が不足しており建替えの必要性があります。	

推進方針		用途廃止の住宅は修繕せず、ライフサイクルコストの効果の高い耐火構造住宅から修繕を行います。また、定期的な点検に基づき安全性が担保された場合は、修繕時期の延期などを柔軟に検討していきます。また、一本松支所は、新支所庁舎の整備方針等についての検討を行います。公共施設においては、現状の把握を正確に行い、長寿命化を図っていきます。	
------	--	--	--

05	02	03	生涯学習施設の適正管理
脆弱性評価		上大道公民館、西浦公民館は耐震強度が不足しています。	

推進方針		上大道公民館は移転、又は建替え、西浦公民館は建替えを検討していきます。	
------	--	-------------------------------------	--

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
脆弱性評価		御荘老人福祉センターは耐震基準を満たしているものの、津波による浸水の恐れがあります。	
推進方針		施設の適切な維持管理を行います。また、施設利用者には避難場所を周知していきます。	
03	01	01	水産基盤の整備
脆弱性評価		魚神山漁港海岸保全施設は、越波を防ぐ漁港海岸内の護岸整備を行っています。また、町民の生命財産を守るための背後集落への越波を防ぐ、漁港海岸内の護岸整備を行いました。	
推進方針		海岸堤防等老朽化への対策が求められています。町民の生命財産を守るために、計画案に基づき、優先順位の高い漁港から整備をしていきます。背後集落への越波を防ぐ護岸整備では、一部未整備地区がありその解消が求められています。	
03	04	03	観光資源の充実
脆弱性評価		避難道となる登山道で未整備の箇所があります。	
推進方針		鹿島内の登山道等の遊歩道の整備、並びに避難経路等の表示を行っていきます。	
04	02	02	地域の防災力の強化
脆弱性評価		津波浸水想定区域すべてに津波一時避難場所を設定し、防災灯の設置などの避難環境の整備を進めています。	
推進方針		防災灯の設置は地区の要望にあわせて、随時場所を追加していきます。	
04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
脆弱性評価		緊急避難道整備では避難道の整備のほか、最近では老朽化のための補修が必要となっています。県営港湾整備では、御荘港湾地域が津波による甚大な被害が想定されていることから、県が行う海岸保全施設対策の一部を負担して整備を進めています。港湾管理では、水門の閉鎖を津波発生時に行うのではなく、水門の常時閉鎖の啓発を行っています。	
推進方針		避難道の整備のほか老朽化の補修、並びに高齢者の迅速な避難のための手摺設置の必要性があります。また、鳥獣被害による土砂崩れなどの発生もあり、その対策が必要となっています。御荘港湾地域の津波対策は、引き続き保全施設の対策の一部負担金を支払い、整備の促進を図ります。港湾区域内に在る不要な水門の廃止や水門・樋門の自動化の促進を県に要望していきます。	
05	02	03	生涯学習施設の適正管理
脆弱性評価		御荘文化センターは耐震基準を満たしているものの、津波による浸水の恐れがあります。	
推進方針		施設の適切な維持管理とともに、予防保全である長寿命化計画の着実な推進を行っていきます。また、非常用電源は消防設備用であるため、避難所用の非常用電源が必要となります。	

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
脆弱性評価		養護老人ホーム南楽荘の施設耐震性は問題ないですが、土砂災害警戒区域内にあるため擁壁等の整備も終了しました。また毎年、町防災対策課やあいなん幼稚園と合同で土砂災害避難訓練を行っています。	

推進方針		安全性向上のために、土砂災害に備えた擁壁の延長・補修工事、並びに雨水の分水工事(浸水対策)を行います。また、継続的な避難訓練を実施します。	
------	--	---	--

04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
脆弱性評価		老朽化した水路や護岸補修等を行い、水路機能の維持を行っています。砂防事業では、県の補助を活用してがけ崩れ防止施設の整備を実施しています。また、単独事業として土砂災害により民家や住民生活に支障をきたしている崩落した土砂の取除きを行っています。県営砂防事業負担金では、土砂災害防止施設の整備費を町が一部負担しています。	

推進方針		台風や集中豪雨等による水害を抑制するため、河川及び水路の修繕や樹木の伐採等を促進していきます。住民から要望のあった民家裏のがけ地におけるがけ崩れ防止施設の整備促進に努めていきます。また、台風や集中豪雨等による土砂の崩落等は、土砂や倒木等の撤去を行い住民生活の安全を図ります。	
------	--	---	--

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		台風や集中豪雨などの大規模風水害に対応するため、約1万個の土嚢を備蓄しています。	

推進方針		計画的に水防資機材を確保するとともに、さまざまな水害に対応できるよう水防訓練を行います。	
------	--	--	--

05	02	03	生涯学習施設の適正管理
脆弱性評価		僧都公民館は耐震性のある施設ですが、河川湾曲部付近に立地しているため浸水の危険性があります。	

推進方針		公民館利用者には、ポスター掲示などによって避難場所を周知していきます。	
------	--	-------------------------------------	--

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち
ひ
ろ
く
し
と
創
生
総
合
戦
略

地
域
土
強
靱
画
化

資
料
編

1-a 住民の避難行動が迅速に行われず、多数の死傷者の発生

04	02	02	地域の防災力の強化
脆弱性評価		<p>避難行動要支援者台帳を整備し（登録の同意確認済のもの）、自主防災会などの支援者に提供しています。自主防災会の結成率は100%であり、各自主防災会への活動支援を行っています。</p> <p>地域の防災リーダーとして防災士の養成は必須で、現在は各自主防災会からの推薦により、防災士養成講座の受講者を決定し、受講経費の負担を行っています。</p>	

推進方針		<p>避難行動要支援者台帳への追加情報、個別の計画書の作成が必要となっています。</p> <p>自主防災組織の活動は地域差があり、防災訓練や学習ができていない地域もあることから、住民の防災意識のさらなる向上を図る必要があります。そのため、各自主防災会には積極的に防災訓練を実施するよう促します。</p> <p>防災士がいる自主防災会の割合を増加させていくためにも、自主防災会との連携強化が求められています。</p>	
------	--	---	--

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		<p>避難勧告等の判断・伝達マニュアルや台風に関するタイムライン（自然災害の発生時に「いつ・誰が・何をするか」という、住民や行政がとるべき行動を時系列で整理）・避難所運営マニュアルの概要版などを随時見直ししていく必要があります。</p>	

推進方針		<p>避難所ごとの個別運営マニュアルの策定を進めていきます。さらに、すべての防災関連情報を見直したうえで、新しい情報を随時、住民に周知していきます。</p>	
------	--	--	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		<p>御荘夢創造館・高齢者住宅は耐震性のある施設であり、災害訓練を定期的に行っています。上大道公民館、西浦公民館以外の公民館は耐震基準を満たしていますが、津波浸水想定区域に立地している館が多くあります。</p> <p>また、高齢者のための緊急通報システムは約80人が利用していますが、災害時には電話回線不通となる可能性があり、システムの停止も予想されます。</p>	

推進方針		<p>津波浸水域に所在している施設は、利用者への防災訓練を継続して行うとともに、施設利用者にポスター等による避難場所の周知徹底及び自主防災組織との共同避難訓練を実施していきます。また、非常用電源の確保・設置が必要です。高齢者のための緊急通報システムの不通時の対応として、地区民生委員・老人クラブ等への見守り体制を強化していきます。</p>	
------	--	---	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		<p>各種ハザードマップの作成や見直しを行い、住民に危険箇所の周知、啓発を行っています。</p>	

推進方針		<p>今後も必要に応じてハザードマップの見直しや新たな災害リスクに対するハザードマップの作成を行い、住民にリスク情報や避難に関する情報を分かりやすく提供していきます。</p>	
------	--	---	--

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

02	02	03	町道等の整備と維持管理
脆弱性評価	橋梁の新設・改良は橋梁総数340橋のうち、309橋が対象となります。 また、町道等においては狭い道路が多く、修繕すべき箇所が多数あるのが現状です。さらに、法面对策や路側補修等の対策が必要です。		

推進方針	大規模災害時に緊急車両の通行障害や孤立する集落が発生しないよう、施設の定期的な点検と損傷箇所の早期修繕を行い、狭い道路の拡幅や改良も視野に入れた路線の整備を進めます。		
------	---	--	--

04	02	01	家庭の防災力の向上
脆弱性評価	非常持出袋の購入に対し補助を行っています。		

推進方針	非常持出袋の普及率が十分とは言えないため、制度の確立と必要性を周知徹底する必要があります。		
------	---	--	--

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価	愛媛県被害想定調査に基づき、災害時の備蓄物資を5カ年計画で整備しています。併せて避難所資機材の整備も行っていますが、非常用電源においては設置されていない避難所が37か所あります。		

推進方針	多様なニーズに合わせた備蓄が必要となり、かつ管理がしやすく、災害時に供給しやすい備蓄場所への移設も検討し、家庭内備蓄の推進とともに、多様なニーズに応える備蓄（保存パン、液体ミルクなど）を進めていきます。また、避難所には、LPガス発電機や自然エネルギーを使用した発電機などの導入を検討していきます。		
------	--	--	--

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたる孤立地域等が発生

02	02	03	町道等の整備と維持管理
脆弱性評価	橋梁の新設・改良は、橋梁総数340橋のうち、309橋が対象となります。 また、町道等においては狭い道路が多く、修繕すべき箇所が多数あるのが現状です。さらに、法面对策や路側補修等の対策が必要です。		

推進方針	大規模災害時に緊急車両の通行障害や孤立する集落が発生しないよう、施設の定期的な点検と損傷箇所の早期修繕を行い、狭い道路の拡幅や改良も視野に入れた路線の整備を進めます。		
------	---	--	--

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		緊急消防援助隊に、消火隊・救急隊ともに1隊ずつを登録し、水槽式ポンプ（平成17年）、高規格救急車（平成19年）に配備を完了しています。	

推進方針		高規格救急車は令和4年1月に更新しました。水槽付ポンプ車も今後、更新を行います。	
------	--	--	--

04	03	02	救急救命体制の充実
脆弱性評価		救急救命士の養成人数は、出勤人員確保の都合上、毎年1人のみです。救急業務の運用では、通常の必須装備は完備され、事業所等での救命講習も実施しています。	

推進方針		救急救命士10人態勢では現況の出勤をカバーできず、救急救命士以外の救急隊員の知識・技術力の向上が必要となっています。大規模災害に対応できる救急資器材の備蓄を行い、事業所等で応急処置ができるような応急手当の講習（1時間もしくは3時間講習）の修了者を住民の1割程度に引き上げます。また、救命士割合を現状40%から46.6%に引き上げ、重複出勤でも救急救命士が1人乗車できる状態にします。	
------	--	---	--

04	03	04	消防団の充実強化
脆弱性評価		消防団で使用する車両や資機材等は、定期的に点検や整備等を行い、災害時に備えています。しかし、現在、消防団員の充足率が91.7%と定員に届いていません。 また、消防団施設においては、老朽化した施設が11棟あります。さらに、大規模地震による津波で浸水が想定される施設も37棟あります。	

推進方針		消防団活動の重要性を住民に理解してもらい、充足率100%を目指して入団の促進を図ります。また、老朽化した施設等は計画的に更新を行います。	
------	--	--	--

2-4 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

01	04	07	安心して医療を受けられる体制の確保
脆弱性評価		災害発生時には多くの医療・保健・福祉関係者の被災が想定されます。医療救護活動に支障がある場合は、県からの派遣要請に応じて公立病院に医療救護班が派遣されます。 また、県、県内市町と愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師協会、愛媛看護協会との間で「災害時の医療救護に関する協定」を締結しています。	

推進方針		発災に備え、医療・保健だけでなく、福祉や介護との連携を図ります。また、平時から県立南宇和病院や南宇和郡医師会との連携を図るとともに、大規模災害の発災を想定した救護所設置訓練を行います。 併せて、他の自治体や各種団体からの応援職員等の円滑な受入れに向け、「愛南町災害時受援計画」に基づいた対応を進めます。	
------	--	--	--

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生
総合
戦略

国土
強靱
計画
画化

資料
編

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

01	04	04	感染症予防対策の推進
脆弱性評価		防疫用の薬剤、新型コロナウイルス感染症の予防・感染拡大防止のための消毒液、マスクを備蓄するとともに、的確な防疫活動を行い被災者の心身の健康保持に努めることが必要です。	
推進方針		大規模災害が発災した場合を想定して備蓄量の見直しを行います。関係機関等と連携して迅速に防疫活動ができるよう体制整備を行います。また、住民が行う防疫及び保健活動について普及啓発を行います。	

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		津波一時避難場所に防災倉庫等を設置しています。また、指定避難所資機材の整備は、避難所運営個別マニュアルの作成に合わせて、運営に必要な資機材を整備しています。 感染症対策のための衛生用品（マスク・消毒液）や資機材（パーテーション・エアベッド）の備蓄を行っています。 津波被害の影響を受けない場所（県立南宇和病院・一本松地域の薬局）に、現状は医薬品を備蓄（300人の診察×3日分処方×10セット）しています。	
推進方針		マニュアルの有効性を検証するためにも、定期的な訓練を実施していきます。また、感染症対策の衛生用品の随時更新を行い、適正管理な管理を行っていきます。 大規模災害が発災した場合を想定して、薬品の備蓄量の見直しを行います。また、救護所設置訓練を行う必要があります。	
05	01	05	安全安心な教育環境の整備
脆弱性評価		小中学校は施設の耐震化、普通教室・理科教室の空調設置は終了しています。しかし、体育館トイレが男女ともに洋式化されているのは16校中10校です。	
推進方針		老朽化箇所修繕の推進と、特別教室等の空調設置が求められています。また、避難生活の環境改善のために、体育館の洋式トイレ未整備校の工事を進めていきます。	

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

3-2 町職員の不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		本町の業務継続計画は平成28年度に策定しています。	

推進方針		昨今の災害多発状況を踏まえた業務継続計画の見直しを行っていきます。	
------	--	-----------------------------------	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		毎年、県・市町による図上訓練を実施しています。	

推進方針		図上訓練は継続的に行い、多くの職員の参加によって危機管理能力並びに災害対応力の向上を図っていきます。	
------	--	--	--

04	05	04	ICTによる情報の適切な管理と利活用
脆弱性評価		情報電算システムは、平時では遠隔地サーバ（松山市）を「正」、本庁舎内サーバを「副」として利用し、各種情報はそれぞれのサーバに保存されています。	

推進方針		災害時に本庁舎内のサーバが使用できなくなった場合でも支障はありませんが、電源供給が前提となっており、電力使用について優先順位の検討を行う必要があります。	
------	--	--	--

04	05	05	公共施設マネジメントの推進
脆弱性評価		本庁舎は耐震基準を満たしています。内海支所、御荘支所、西海支所は耐震施設ですが、津波による浸水の恐れがあります。	

推進方針		各支所では業務継続のための執行体制の確保が必要です。また、御荘支所は非常用電源が消防設備用であるため、行政機能維持用の非常用電源が必要となります。	
------	--	---	--

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		災害情報、行政情報をより確実に伝達するために、防災行政無線のデジタル化を行いました。沿岸部の浸水が想定される地域に屋外拡声子局が79か所存在します。	
推進方針		災害時、浸水等による機器の故障等からいち早く復旧できる連絡体制や、交換部品の確保に努めます。	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

04	01	03	広報の充実
脆弱性評価		ホームページ運用では、サーバ設置建物は耐震及び耐火構造、停電でも72時間、電力供給が可能です。	

推進方針		災害発生時の情報を速やかに発信できるよう運用等の見直しを図り、今後は無線ネットワークによるホームページの更新を検討します。	
------	--	---	--

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		情報通信手段の多様化（IP告知システム、防災行政無線、Jアラート、衛星携帯電話、エリアメール）に取り組んでいます。また、通信システムなどに係る通信体制を確保するため、施設、機器及び通信網を適切に管理しています。	

推進方針		適切な維持管理・運用とともに、新たな情報ツールがあれば取り入れていく必要があります。緊急時には避難所との連絡を取れる仕組み、又はPush型（LINE、Twitterなど）で情報を伝える仕組みの検討が必要となっています。	
------	--	---	--

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		通信指令システムは、平成27年度に高機能指令センターとして整備を完了しています。	

推進方針		通信指令台、デジタル無線機器の維持並びに管理とともに、令和11年度には通信指令台の更新が必要となります。	
------	--	--	--

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

03	03	99	施策の総合推進
脆弱性評価		生産・流通活動を再開するため、各業界団体による事業継続体制が必要です。	
推進方針		事業者の事業継続計画の策定を推進し、災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保等を促進します。	

5-2 金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引への甚大な影響

03	03	99	施策の総合推進
脆弱性評価		災害時に金融機能が維持されるためには、金融機関に対して防災対策の実施を促す必要があります。	
推進方針		災害時に金融機能が維持できるように、金融機関に対して防災対策の実施を促すための啓発等を推進します。	

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

03	01	01	水産基盤の整備
脆弱性評価		漁礁設置事業では、漁業者の要望に基づき、魚種の育苗に有効な漁礁を複数設置しています。	
推進方針		災害後も、現状の漁獲量を維持しながら、経済復興のために漁礁のさらなる設置を行い、生産基盤を盤石なものにしていきます。	

5-4 重要な農業漁業施設・設備などの損壊、火災等

03	01	01	水産基盤の整備
脆弱性評価		水産物供給基盤機能を保全する漁港施設の補修、網代漁港の漁村再生事業では、漁業活動の安全性を高めるべく防波堤の延伸を行い、漁港内の波をおだやかにするための整備を行いました。さらに、防波堤や岸壁、物揚場などの補強等を行っていきます。	
推進方針		漁港施設の老朽化部分を選定し、着実な工事推進を行います。また、漁業活動の安全性を高めるために、防波堤の延伸を計画的に進め、工事完了を目指します。 岸壁補強や防波堤の補強等では未整備箇所を解消し、策定した計画に基づき、優先順位をつけて実施します。	

03 02 05 新たな森林管理システムの推進

03	02	05	新たな森林管理システムの推進
脆弱性評価		林道松尾光野線道路舗装工事は、令和2年度から計画的に実施しています。	
推進方針		交通に支障をきたすような損傷の激しい路面は、計画的に整備を行っています。	

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

02	01	02	再生可能エネルギーの推進
脆弱性評価	再生可能エネルギーを活用した家庭用発電設備、蓄電池の設置合計数は年間30件程度ですが、社会経済活動に必要なエネルギー供給源を確保するためには、再生可能エネルギー等の活用を更に拡大し、エネルギー自給率を高めていくことが重要です。		

推進方針	電力途絶時にも再生可能エネルギー等の活用を可能にするため、引き続き家庭用太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進するほか、燃料電池、コージェネレーションシステム等の新エネルギー機器の導入を推進し、電力確保を図ります。
------	---

02	04	03	地震・災害に強い水道の整備
脆弱性評価	水道施設の耐震化では、管路の耐震化率は現在29.0%、上水道施設の耐震化も計画的に取り組んでいます。		

推進方針	管路の耐震化率の向上と、上水道施設の耐震化について、引き続き計画的に取り組んでいきます。
------	--

6-2 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止

02	02	01	愛南町への高速道路の早期延伸
脆弱性評価	南海トラフ巨大地震等により唯一の幹線道路である国道56号の寸断が懸念されています。空港が遠く鉄道がない本町において、災害発生後に支援部隊を迎えるために必要な緊急輸送ルートは、「命の道」として信頼性の高い高速道路であり、その早期延伸が急務です。		

推進方針	南海トラフ巨大地震等の自然災害への備えとして、町民の『命の道』となる四国横断自動車道「宿毛～内海」間の早期事業化を求めるため、国土交通省などへ必要に応じ要望活動を実施します。 また、本町では、高速道路の整備に併せ、災害復旧復興支援に必要不可欠な「防災休憩施設」の建設を計画しており、高速道路の新規事業化と併せて関係機関に要望します。
------	---

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価	大規模災害時に、国や市町、関係機関等と迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県災害情報システムや防災通信システムを活用し、災害状況等情報の共有を図っています。		

推進方針	災害時に県防災情報システムや防災通信システムを活用し、関係機関と円滑に情報共有できるよう、平常時から操作方法の確認や整備に努めていく必要があります。
------	--

6-a 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

02	01	03	生活排水の適正処理
脆弱性評価		集落排水事業においては、各施設の耐震性には問題がないものの、供用開始から20年前後経過している設備の老朽化が進んでいます。また、町営浄化槽事業においては、災害に強く、個別処理という特長があるものの、平成22年度の事業開始から10年以上経過し、プロア等機器類の老朽化による故障の増加が懸念されます。	

推進方針		集落排水施設においては、機能診断に基づいた長寿命化計画を策定し、これに基づく老朽化対策を着実に推進します。特に漁業集落排水施設（平瀬・家串・油袋・魚神山・網代）については、機器類の更新時期を迎えていることから、処理場内の機械器具、制御装置及び中継ポンプ施設の水中ポンプ等の更新を計画的に進めていきます。また、町営浄化槽事業においては、機器も含めた定期点検を着実に実施し、汚水処理に支障をきたすことのないよう努めます。	
------	--	--	--

02	01	05	ごみ処理体制の適正化
脆弱性評価		クリーンセンターの耐震化は終了していますが、平成28年以降に宇和島地区の広域処理場で処理しているため、現在は稼働していません。	

推進方針		施設を廃止するまでは、廃棄物（し尿・浄化槽汚泥など）の一時的な仮貯蔵所としての活用を検討します。	
------	--	--	--

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生
総合
戦略

国土
強靱
計画
画化

資料
編

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価	災害発生時、道路等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、愛媛県や建設業協会等の協力を得ながら除去及び応急復旧に努めています。		
推進方針	建設業協会南宇和支部とは、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しており、平常時から施工業者一覧や組織編成表などを提出してもらい、協力体制の整備を行っています。		

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
脆弱性評価	ため池の浸水が想定される区域図の作成については、令和2年度に完了しました。		
推進方針	浸水想定区域を基にハザードマップ等を作成し、住民に周知していく必要性があり、状況によっては改修及び補修を検討する必要があります。		

7-3 有害物質の拡散・流出

02	01	01	生活環境の保全
脆弱性評価	震災時における民間建築物から出るアスベストの飛散を防止するための対策が必要です。		
推進方針	含有調査を実施することにより、火災や自然災害等で民間建築物から出るアスベストの飛散防止を図ることができることから、住民に制度の周知を行っていきます。		

7-4 農地・森林等の被害

03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
脆弱性評価	鳥獣侵入防護柵(ワイヤーメッシュ)を設置して、対策を講じています。		
推進方針	農作物被害の減少を図るため、住民の要望にあわせ、整備漏れがないように設置していきます。		

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

02	01	05	ごみ処理体制の適正化
脆弱性評価		平成29年度から家庭ごみ系一般廃棄物は、宇和島地区広域事務組合の環境センターで処理しています。現在、町環境衛生センターは事業系ごみと粗大ごみ等の受付と最終処分場としての機能を持っています。	

推進方針		浸出水処理施設から海域への有害物質の流出防止を図るとともに、災害廃棄物の一時的な仮置場の確保を引き続き検討します。	
------	--	---	--

02	01	99	施策の総合推進
脆弱性評価		災害廃棄物処理計画のもと、本施策を進めています。住民が搬出する仮置場は、災害の種類によって場所が異なるため明確な周知が必要です。	

推進方針		平時から災害廃棄物の分類（場所や方法）について、住民に周知を図っていきます。災害時の混乱を防ぐために、自主防災組織リーダー（自治会長）と役所職員には特に事前の周知が必要です。浸出水処理施設から海域への有害物質の流出防止を図るとともに、災害廃棄物の一時的な仮置場の確保が必要となっています。	
------	--	--	--

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

01	05	02	地域福祉活動への参画推進
脆弱性評価		災害ボランティアセンター設置運営方針は設定済みですが、昨今の甚大な被害や新感染症にも対応した対策の見直しが求められています。	

推進方針		災害ボランティアセンター設置運営方針の見直しや、運営マニュアル作成についても社会福祉協議会や関係機関と連携して取り組んでいきます。	
------	--	---	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		「宇和海沿岸地域事前復興デザイン共同研究事業」として、愛媛県・愛媛大学・宇和海沿岸の南予5市町が連携し、避難や被災後の復興のあり方を平成30年度から3か年計画で共同研究してきました。その研究成果として事前復興推進指針や事前復興モデルプラン、教育プログラムなどが作成されました。	

推進方針		引き続き愛媛大学をはじめ、愛媛県や宇和海沿岸4市町と連携をとりながら、事前復興推進指針に基づき本町における事前復興計画及び復興まちづくり計画の作成に取り組んでいきます。	
------	--	--	--

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

05	02	04	文化財の保護・活用
脆弱性評価		町が保有する指定文化財の適切な管理に努めていますが、一部転倒防止等の対策が取られていないものがあります。それ以外の指定文化財については、現地確認等によって現状把握に努めており、そのうち樹木などについては、樹状調査及び調査に基づく枝打ちなどの予防的措置を実施しています。	
推進方針		展示物等の転倒による毀損防止を図るほか、より詳細な文化財の現状把握に努め、可能な予防的措置を講じていきます。それとともに、災害発生時には速やかに被害調査を行い、被災した場合には復旧・継承に向けた支援が迅速に行える体制の整備を進めます。また、災害復旧や災害対策が速やかに行えるよう、埋蔵文化財包蔵地の範囲を確定する詳細分布調査を進めます。	

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに基づき、応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめ選定しています。	
推進方針		災害の状況によっては、予定していた候補地が利用できない場合も想定され、さまざまな状況に対応できるよう、より多くの候補地を選定し、候補地ごとの建設計画を作成していきます。	

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

03	03	99	施策の総合推進
脆弱性評価		災害発生時における地理的な誤認識や住民の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報収集に努める必要があります。	
推進方針		関係機関等から正確な情報の収集に努め、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信します。	

第4章 計画の推進及び進捗管理

4-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けられた取組は、本町全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」との整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、総合計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に取組を推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度PDCAサイクルにより、KPI（重要業績指標）や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行います。なお、進行管理にあたっては、本町が導入している行政評価の仕組みと連動して町民への説明責任を果たします。

	国土強靱化地域計画	総合計画
Plan (計画)	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオ単位での推進方針の設定 ② 実施計画で目指すべきKPIの現状値と目標値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施策体系に基づく政策展開 ※施策体系及び成果指標に国土強靱化地域計画の該当リスクシナリオを記載 ② 事務事業の活動・成果指標を国土強靱化地域計画の実施計画事業のKPIと連動
Do (実施)	事務事業単位での進行管理	
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオの脆弱性の状況と推進方針の進捗を確認 ② 実施計画のKPIを「把握」「公開（説明責任）」 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の成果指標公開（まちづくり報告書）及び主要施策成果報告書において、国土強靱化地域計画のKPIであることを表示
Act (改善)	<ul style="list-style-type: none"> ① 評価結果を踏まえてリスクシナリオの脆弱性評価と推進方針を加除、見直し ② 評価結果を踏まえた実施計画事業の進め方の見直し、事業の追加、削除の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 当初予算説明書の事務事業の活動・成果指標の目標値と連動

4-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しの検討を行います。

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化計画
資料編